

# 戦時期における幼児教育観—臣民としての道徳心の育成に着目して—

大阪芸術大学短期大学部 保育学科 准教授 森岡 伸枝

## 1. 研究の目的

日本では幼稚園での教育勅語の暗唱が話題となり、教育現場における教育勅語の教材使用が閣議決定されたように、国民育成のための道徳教育の在り方が注目を浴びている。

申請者はこれまで臣民育成が強く求められた戦中の家庭教育政策を研究し、特に母親への教育がどのように行われていたのかを明らかにしてきた。たとえば2010年に教育史学会（於早稲田大学）において「成人教育婦人講座における女子教育観—奈良女子高等師範学校の実践に注目して—」、2011年に拙論「1920年代における文部省主催「成人教育婦人講座」—文部省の指示と各府県での実態に着目して—」（『教育科学セミナー』42号、関西大学教育学会）、2012年には「奈良女子高等師範学校における文部省主催『成人教育婦人講座』—聴講者の実態分析を中心として—」（『教育科学セミナー』43号、関西大学教育学会）を発表してきた。そこから明らかとなったのは、婦人には幼児にとっての強い母親という任務が課されていたこと、健全な乳幼児の育成が期待されていたことであった。また、申請者はかつて戦中の絵本への出版統制について論じ、内務省関係者の間では少国民として幼児をとらえるには、発達段階からみて尚早ではないかという議論がみられたことを明らかにした（「就学前教育における絵本の価値に関する研究—『児童絵本を良くする座談会』速記録に注目して—」『紀要』第36号、常盤会短期大学、2008年）。

しかし、課題は多く残され、たとえば日本では幼児はいつから臣民としての教育が必要であるとみなされ、臣民たり得るにはどのような道徳性を身につけさせるべきだと考えられていたのか不明である。そこで、教育史の観点から幼児に期待された道徳性とは何であったのかに着目し、明らかにしていくことにした。

## 2. 研究の対象 対象とする時期

対象とする時期を日中戦争以降終戦までの時期とし、当時発行されていた雑誌文献『幼児の教育』

『社会教育』などや郷土資料（幼稚園の日誌）、新聞記事をもとに、文部省関係者が幼児への道徳性について言及したものを調査していくことにした。申請者は仮説として、国民学校令を契機として、幼児は臣民とみなされるようになり、皇国民としての道徳性が強調される風潮が生まれていたのではないかと考えていた。

## 3. 明らかになったこと

申請者の当初の予想に反し、国民学校令が出される前から、文部省関係者は幼児を「第2の国民」ととらえ、その道徳性について折に触れ述べていたことが明らかとなった。たとえば子どもが将来的に「立派な国民」となるためには、道徳性、知性、身体を伸ばすことが重要だという。そのためには「教養」が必要であり、保護者は子どもの「環境を整理」する事が必要だという論調がみられた（小尾範治「家庭教育の指導」（『社会教育』10月号、1927〔昭和2〕年、7頁）。そして、幼児に必要な道徳性として、純真さ、活発さと同時に社会・公共のマナーに適応しうる道徳性も求めていたこともわかった。また、戦時色が強くなるにつれ、倉橋惣三は『幼児の教育』の中で、臣民として幼児をとらえ、幼児教育の意義を強く訴えていたこともうかがえた。

なお、先の小尾の教育観は1930（昭和5）年の文部省訓令第18号「家庭教育振興ニ関スル件」が出される以前のことであったが、それと非常に類似する点がみられ、家庭教育政策史をとらえるうえでも興味深いものであった。

なお、本研究の成果の一部については『戦間期における国家主催の展覧会と絵本—衛生と道徳教育をめぐって—』（『教育科学セミナー』第50号、関西大学教育学会、2019年）として掲載される予定である。